

奥永源寺漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- ・遊漁料金の変更に合わせて、関係条項を別表の通り改める。

2 変更を必要とする理由

- ・放流用あゆ種苗の値上がりやあゆ遊漁者の減少などから、あゆ釣り事業については収支がマイナスとなっているため、値上げにより収支の改善を図る。

3 変更の妥当性

- ・遊漁料金を変更するにあたっては、漁場を管理する漁業協同組合の収入と支出を勘案し、遊漁者が本来負担すべき金額と実際の遊漁料金を比較して、遊漁者に過度な負担を求めるものでないかを判断する必要がある。
- ・奥永源寺漁業協同組合では、別紙の計算式により、遊漁者が負担すべきあゆ日券の額は 3,364 円となった。
- ・変更後のあゆ日券の額は 2,500 円を予定しており、上記の 3,364 円を下回っていることから、遊漁者に過度な負担を求めるものではなく妥当であると判断される。

別表

遊漁規則新旧対照表（関係部分抜粋）

旧					新				
（遊漁料の額及び納付方法） 第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。					（遊漁料の額及び納付方法） 第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。				
魚種	漁具・漁法	区域	遊漁料		魚種	漁具・漁法	区域	遊漁料	
			日券	年券				日券	年券
あゆ	友釣・毛針釣 餌釣・引掛	漁業権漁場区域内	期 間 中 2000 円	8000 円	あゆ	友釣・毛針釣 餌釣・引掛	漁業権漁場区域内	期 間 中 2500 円	8000 円
にじます あまご いわな	竿釣・徒手採捕	愛知川支流須谷川の水上農業用取水口（通称、水上湯）から一番の滝までの区域（濃密放流区）	期 間 中 4000 円	なし	にじます あまご いわな	竿釣・徒手採捕	愛知川支流須谷川の水上農業用取水口（通称、水上湯）から一番の滝までの区域（濃密放流区）	期 間 中 4000 円	なし
	竿釣	濃密放流区を除く漁業権漁場区域内	期 間 中 2000 円	6000 円		竿釣	濃密放流区を除く漁業権漁場区域内	期 間 中 2000 円	6000 円
2 （略）					2 （略）				